



令和3年度「ご近所支え合い活動助成金」第1次募集

岩手県高齢者社会貢献活動サポートセンターでは、令和3年度「ご近所支え合い活動助成金」の第1次の募集を受け付けます。

「ご近所支え合い活動助成金」は、県民が共に助け合い支え合う活動を支援し、安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、県民の社会貢献活動等を支援するための助成制度です。

引き続き、震災からの復興に関連した事業に配慮したいと考えております。

| | |
|-------------------------------|---|
| 1 助成対象事業 | 概ね市町村単位もしくは市町村の一部で行う、次に掲げるいずれかの活動 ①高齢者が主体となって行う活動 ②高齢者等をサービスの対象とした支え合い活動 |
| 2 助成期間 | 助成期間は単年度とする。ただし、継続して助成することにより事業の効果が高まると認められる場合は、3年を限度として助成（継続する場合も、申請、審査は毎年度必要） |
| 3 助成額 | 5万円以上～30万円以下 （初年度は30万円を限度、次年度以降は15万円を限度、下限は5万円） |
| 4 助成対象者 | 県内に住所又は活動の本拠を有する団体又は法人 |
| 5 事業採択要件 （右記のすべての要件を満たすこと） | ①事業を行う活動団体が、県内に住所または活動の本拠を有していること ②事業活動内容に社会貢献性が認められること ③他の助成制度の助成を受けていないこと ④過去に同一事業で本助成金を受けていないこと ⑤営利を目的としていないこと ⑥事業の主たる部分を外部委託していないこと ⑦第三者に資金交付することを目的としていないこと ⑧助成対象経費が適正であること |
| 6 助成対象経費 | 事業を実施するために直接必要とする経費 ①講師謝金（支給基準（注1）による） ②賃金（助成事業で雇用する者。会員は対象外） ③旅費（支給基準（注2）による） ④会議費・食糧費（懇親会・事務局打合せは対象外） ⑤使用料・賃借料（事業で使用する場合） ⑥備品購入費・委託費・印刷製本費（見積りが必要） ⑦事務費（消耗品費・通信費等） ※詳しくはご照会ください。 |
| 7 助成対象外経費 | 不動産取得費、施設整備費（登記を伴わない軽微なものは除く）、団体運営費（職員給与、事務局費、水道光熱費等）、活動に直接結びつかない視察等の経費、県外への視察等、地域の祭り・伝統行事などの経費 |
| 8 助成対象期間 | 令和3年4月～令和4年3月20日 ※交付決定は4月を予定しており、決定日から翌年3月20日までが助成対象期間 |
| 9 第1次の締切 | 令和3年1月15日（金）必着 |

お問い合わせ、申請書類の提出先は、岩手県高齢者社会貢献活動サポートセンターとなります。

岩手県高齢者社会貢献活動サポートセンター

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1-7-1 アイーナ6階

TEL : 019-606-1774 FAX : 019-606-1765

E-mail : koreisha-hfk@aaina.jp

担当 : 岡田、遠藤

岩手県高齢者サポートセンター

検索

※このサポートセンターは、特定非営利活動法人 いわての保健福祉支援研究会が運営しています。

申請書類

- ①助成金交付申請書 ②団体概況書 ③事業計画書 ④申請額調書 ⑤年間スケジュール表 ⑥年次計画書のほか、参考書類(会則、会員名簿、予算書等)、見積書(備品を購入する場合)を提出してください。
- 申請書類はホームページから印刷できます(「岩手県高齢者サポートセンター」で検索)。また、当センターでも配布しております。(申請書の書き方等、ご不明な点がありましたら、当センターの相談員にご相談ください。)

その他

- 審査…外部委員による審査会で書類審査されます。
- 交付決定…交付決定は、当助成金を管理する(公財)いきいき岩手支援財団から通知されます。
- 前金払…原則事業完了後に支払いますが、必要と認められる場合には80%を限度として前金払いされます。
- 実績報告など…事業完了後に実績報告書と請求書を提出。事業完了が確認された後に助成金が支払われます。

〈参考〉

1 助成事業の活動事例(①高齢者が主体となって行う活動または②高齢者等を対象とする支え合い活動)

- 地域活動…地域を活性化する活動、農作業などを通じた三世代交流
- 福祉に関する活動…一人暮らし高齢者世帯の見守りや日常生活支援活動、高齢者や障害者を対象にした移送サービス、傾聴活動、認知症の人やその家族を支える活動
- 保健・医療に関する活動…健康相談、医療・健康などの正しい知識の普及を図る活動
- 防犯活動…防災や災害時支援のための地域の取組、災害や緊急入院時に対応する安全マップ・緊急持ち出しケースの設置、特殊詐欺などから高齢者を守る活動
- 環境保全活動…環境保全・環境美化活動、環境学習、清掃、花壇づくり、植栽など
- 歴史・伝統に関する活動…紙芝居、地域の歴史・観光資源の調査・学習や地域住民への紹介
- 趣味・技術を生かした活動…楽器・マジックを通じた慰問活動、高齢者を対象にしたパソコン教室
- 健康づくり・スポーツ活動…健康をテーマとする講習会、健康講座、ウォーキングやニュースポーツなどスポーツを通じた仲間づくり

2 対象経費支給基準 …事業経費算出の参考としてください。

・講師報償費支給基準(注1)

| 教育機関 | 地方公共団体(教育機関を除く) | 民間会社 | 金額 (1時間当たり) |
|---------|-------------------------|---------------|----------------|
| 大学学長 | | 大規模な会社の長 | 8,900円 |
| 大学教授 | | 大規模な会社の役員 | 7,600円 |
| 大学准教授 | 県の部長、市の三役等 | 大規模な会社の部長 | 6,600円 |
| 大学講師 | 県の課長、市の部長等 | 大規模な会社の課長 | 5,700円 |
| 大学助教・助手 | 県の課長補佐、県の出先機関の長、市町村の課長等 | 大規模会社の課長補佐、係長 | 4,100円 |
| その他 | その他 | その他 | 3,900円 |

・旅費支給基準(1キロ当たり)(注2)

- ①車賃：自家用車利用の場合 25円 ②その他(交通機関利用) 37円